

大阪市告示第497号

平成18年大阪市告示第103号（悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第2 規制基準</p> <p>[1 略]</p> <p>2 排出口における規制基準</p> <p>(1) 次に掲げる排出口の高さの区分ごとに、次のように定める。ただし、排出ガスの臭気指数を定める場合、その値は、10以上でなければならない。</p> <p>一 排出口の実高さが15メートル以上の施設</p> <p>アに定める式により算出される臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）</p> <p>[ア 略]</p>	<p>第2 規制基準</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p>[ア 同左]</p>

イ アに規定する F_{max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

- ① 2(2)に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第4項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」とい

イ [同左]

- ① 2(2)に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」とい

<p>う。)の2.5倍以上となる 場合 排出口からの風下 距離が排出口と敷地境界 の最短距離以上となる区 間における最大値</p> <p>[② 略]</p> <p>[二 略]</p> <p>[(2) 略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>う。)の2.5倍以上となる 場合 排出口からの風下 距離が排出口と敷地境界 の最短距離以上となる区 間における最大値</p> <p>[② 同左]</p> <p>[二 同左]</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

(環境局環境管理部環境規制課)